

各務原市地域公共交通会議設置規約

(令和4年5月27日可決)

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域交通法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行に関する事項
- (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる者を構成員とし組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 運転者組織団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 運輸行政
- (6) 道路管理者
- (7) 警察
- (8) 各務原市

(9) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(臨時構成員)

第5条 交通会議は、各務原市の区域を超える運行系統に関する協議を行う場合は、臨時構成員を置くことができる。この場合において、当該構成員は、当該運行系統の関係市町の長が指名した者をもって充てる。

(役員)

第6条 交通会議に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

(3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は7月1日からの1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は交通会議の会計監査（会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査）を行い、その状況を交通会議の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(会議及び議決)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員（第5条の臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員が病気その他の理由により会議に出席できないときは、委任状によりその委員の所属する機関又は団体の他の者が代理出席できるものとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の3分の2をもって決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。

(会議に代わる回議)

第8条 次に掲げる事項については、回議をもって会議の議事に代えることができる。

(1) 会議において議決されたコミュニティバスのバス停の位置及び名称の変更に
関する事項

(2) その他協議が必要な事項のうち、軽微なもの又は緊急その他やむを得ない事情
により会議での協議が困難な事項

(議決事項の遵守)

第9条 会議において議決された事項について、関係者はその結果を尊重し、当該議
決事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第10条 交通会議は、業務を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織は、委員長が別に定める。

(オブザーバー)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、オブザーバーを会議に出席させ、
意見を述べさせることができる。

(財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員
長が別に定める。

(報償費)

第13条 交通会議は、委員に対し報償費を支給することができる。

2 前項の報償費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(旅費)

第14条 交通会議は、委員又は事務局職員に対し旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(費用弁償)

第15条 交通会議は、委員又は事務局職員以外の者に対し費用弁償を支給するこ
とができる。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、委員長が別に定める。

(事務局)

第16条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、各務原市都市建設部都市活力創造課に置く。

3 事務局に従事する職員は、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、委員長が交通会議に諮って定める。

附 則 (令和4年5月27日可決)

(施行期日)

1 この規約は、可決日から施行する。

(各務原市地域公共交通会議の継承)

2 この会議は、各務原市地域公共交通会議設置要綱（平成19年3月30日決裁）に規定する交通会議を継承する。

(任期の特例)

3 令和4年度における任期は、本規約施行日から令和5年6月30日までとする。

附 則 (令和5年6月20日可決)

この規約は、可決日から施行する。

附 則 (令和5年10月26日可決)

この規約は、可決日から施行する。

附 則 (令和6年1月12日可決)

この規約は、可決日から施行する。

附 則 (令和7年5月29日可決)

この規約は、可決日から施行する。